

## 休講措置について

(1) 各授業科目の担当教員がやむを得ない理由により授業を休講する場合は、教学課掲示板にその旨掲示する。

(2) 気象警報発令時の臨時休講

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、明石市、加古川市、姫路市のいずれかの市町村に暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合は以下のとおり扱うものとする。これ以外の兵庫県南部地域に暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合は休講とはならないが、居住地域に暴風警報又は暴風雪警報が発令され、大学への通学が困難で、やむを得ず欠席した場合は特例欠席扱いとする。

- ① 午前7時前に警報が解除された場合、授業又は試験は、平常とおり実施する。
- ② 午前7時以降午前10時前に警報が解除された場合、授業又は試験は、3時限目から実施する。
- ③ 午前10時の時点で、警報がなお発令されている場合、全日休講とする。

(3) 特別警報が発令された場合

特別警報の場合は、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪及び大雪いずれの場合も臨時休講とする。

また、大学にいる場合は、状況により大学側の判断に従うものとする。

(4) 交通機関運休時の臨時休講

JR（京都～姫路間）又は阪急電鉄が、午前7時現在全面運休しているときは、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 午前7時前に運転が再開された場合、授業又は試験は、平常とおり実施する。
- ② 午前7時以降午前10時前に運転が再開された場合、授業又は試験は、3時限目から実施する。
- ③ 午前10時の時点で、運転がなお再開されていない場合、全日休講とする。

(5) 臨時休講についての電話による問い合わせは、受け付けない。

(6) 警報の発令等が定期試験と重なった場合、当該日の試験は延期する。延期となった試験の日程等は、発令の翌日に掲示にて通知する。